



国海安第 178 号の 2
国海査第 482 号の 2
平成 24 年 4 月 10 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会 長 山 田 信 三 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けた法定船用品の増加の促進に向けた
対応について

今般、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止のための法律に基づく法定船用品の基準
認証に関し、試験機関の試験能力及び製造者の品質管理能力に係る国際標準規格による認証制度
の国際的な運用状況に鑑み、申請者の負担を軽減し、かつ、我が国の認証制度により基準適合性の確
認を受けた法定船用品の増加を促進させるため、試験機関等の試験データの更なる活用を図るととも
に、型式承認手続きにおける製造能力の確認方法を変更することとし、下記のとおり措置しましたので、
ご連絡いたします。

なお、本改正は平成 24 年 4 月 10 日から適用いたします。
貴会会員あて、この旨ご周知くださるようお願いいたします。

記

1. 試験機関等の試験データの更なる活用について

- (1) 「船舶安全法に係る外国試験機関の試験データの活用について」(昭和 59 年 12 月 25 日付
け海査第 287 号)の一部を別添 1 (新旧対照表)のとおり改正する。
- (2) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に係る外国試験機関の試験データの活用につ
いて」(昭和 60 年 11 月 12 日付け海査第 475 号)の一部を別添 2 (新旧対照表)のとおり改正
する。
- (3) (1)及び(2)による改正後のガイドラインにおいて規定される「同等の能力を有すると国土交通大
臣が認める試験機関」を別紙のとおりとする。

2. 型式承認手続きにおける製造能力の確認方法の変更について

- (1) 船舶検査心得の一部を別添 3 (新旧対照表)のとおり改正する。
- (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及
び揮発性物質放出防止措置手引書検査心得の一部を別添 4 (新旧対照表)のとおり改正する。
- (3) 海防法施行規則関係検査心得の一部を別添 5 (新旧対照表)のとおり改正する。



別紙

試験機関等の試験データの活用のためのガイドラインで同等能力を有すると認められた試験機関

「船舶安全法における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドライン」(昭和 59 年 12 月 25 日付け海査第 287 号)第 3(2)、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドライン」(昭和 60 年 11 月 12 日付け海査第 475 号で準用)第 3(2)においてそれぞれ規定される「同等の能力を有すると国土交通大臣が認める試験機関」として、次のとおり認める。

試験機関の名称	同等能力を有すると認めた試験(物件)
社団法人日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター	全て